

国際貿易とエコ・ラベリング

岩田 伸人

I はじめに

本稿の主な目的は、後に述べるように、WTO体制下の環境保全にかかわるエコ・ラベリング（eco-labelling）を巡る問題を整理するとともに、その解決策について考察することであり、望ましいエコ・ラベリング措置や理論的な帰結を導出するものではない。

“エコ・ラベリング”は、当該国や地域あるいは地球規模の環境保全、および消費者の健康・安全の保護のために（食品や工業製品を含む）財・サービスの特性、生産工程・方法に関わる情報をユーザーに知らせる一手段であるとともに、「情報の非対称性」（asymmetric information）の問題を改善する効果もある¹⁾。

スイス（WT/CTE/W/219）は、先進国の消費者は購入の際に、当該商品が「持続可能な社会」の維持にプラスとなるのか否かの情報をラベルに求めると主張する。もし、そうであるならば、当該ラベルには、商品自体の成分情報だけでなく、生産現地（輸出国）で環境への配慮がどの程度なされているか等、いわゆる「製品非関連PPMs（Processes and Production Methods）」の情報も添付すべきということになる（後述）。

本稿に記す国名（文書名）はWTOの常設委員

会「貿易と環境委員会」（Committee on Trade and Environment：通称「CTE」）へ提出されたWTO加盟国政府の正式文書（主にCTE文書）を指す。以下同様。

国際経済学で用いられる大国・小国の二カ国モデルで言えば、輸入国が大国、輸出国が小国ならば、輸出国は、輸入国が設ける国内ラベル規格・基準に整合させることによって貿易利益を確保しようとする。逆に、輸入国が小国、輸出国が大国ならば、輸出国のラベル規格・基準は変更されない。いずれのケースでも市場メカニズムが機能するからである。WTO下でのいわゆる“順法コスト”（compliance cost）が発生するのは前者のケースである。

WTO諸協定の中でラベルについては、主にTBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）²⁾に、食品と農産物のラベルはSPS（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に、それぞれ定めがある。

現在のところ、TBT協定の対象となる生産工程・生産方法に関わるエコ・ラベリングの要件（requirement）としてWTO加盟国間で合意が得られているのは、製品関連PPMs（Products Related PPMs：以下「PR-PPMs」）のみであり、製品非関連PPMs（Non-Products Related PPMs：以下「NPR-PPMs」）要件は、未だ合意が得られていない（NPR-PPMsの内容については後述）³⁾。

1) 売り手の持っている商品情報が、買い手へ充分に与えられないなら、買い手は良品と悪品の区別が出来ないため、市場に良質品がでまわらず、いわゆる「レモン市場」（the market for lemons）となる。

2) TBT協定第2, 3, 10, 14条。

3) 製品非関連PPMsのケースで、生産現地国（A国）で

II 国々の対応

環境保護や健康安全の問題に敏感な消費者を抱えている「先進国」には、ISO（世界標準化機構）のような非政府間での国際標準の策定に直接・間接に関与する多国籍企業が存在する。他方、農産物や原材料の輸出に依存している「途上国」には、ISO 国際標準の策定に関する資金的余裕や組織がないために、先進国主導で策定された国際標準を受入れるか、拒否するかのものであるかの二者択一の道しか与えられていない。

ただし、エコ・ラベリングへの取組みには、同じ先進国の間で若干の違いが見られる。例えばカナダ政府は、ISO や CODEX（コーデックス）など、幾つかの国際機関におけるエコ・ラベリング検討部会の代表幹事国であることもあって（2002年4月現在）、グローバルなエコ・ラベリング措置の導入には、かなり積極的な姿勢を見せている。とくに、製品非関連 PPMs（後述）については、WTO の中での検討が必要であるとしている。

EC は、製品非関連 PPMs が非貿易分野であるとして、これを安易に WTO 整合的とすることに、慎重な姿勢を見せている（WT/CTE/M/17）。

Markandya (1997) によれば、先進国（OECD 加盟国）の設けているエコ・ラベル措置が途上国（非 OECD 加盟国）の貿易取引に大きな影響を与えていないように見えるのは、エコ・ラベルが添付された財の貿易取引が、主に OECD 加盟国間で行われているためという⁴⁾（つまり先進国のエコ・ラベリング要件に合致した途上国産品と、そ

うではない途上国産品とが、別々の市場で取引されているというのである）。

スイス（“WT/CTE/W/182” para. 12）は、エコ・ラベリングの範囲が“任意”ラベルに限定されるのか、あるいは強制ラベルも含めるのか、現行 WTO ルールでは不明確であるとする⁵⁾。

また、南米の途上国コロンビアでは、国内のエコ・ラベルを先進国ドイツのエコ・ラベル規格に沿ったものにする案が出され、ポーランドでは、EU（欧州連合）への参加を見込んで、EU 域内のエコ・ラベルとの調和化（harmonization）が進行中という。

特に、繊維、木材、パルプ、紙、皮革のような加工度の低い産品を生産している途上国では、輸出競争上の優位性を獲得する目的から、それらが輸入国（先進国）側のエコ・ラベル基準に適合させた上で輸出されているという。

内国民待遇原則（national treatment：「NT 原則」）上、国内市場の大きい輸入国（国際経済学でいう「大国」）が、産品の生産工程や生産方法（PPMs）に関わる国内エコ・ラベル基準を設けた場合、輸出国（同「小国」）には、輸入国の生産者と同じ条件の生産工程や生産技術を持つことが実質上、強制される。

この場合、輸出国（小国）が輸入国（大国）のエコ・ラベル規格・基準へ合致させるために要するコストは、順法コストまたは法令順守コスト（cost of compliance）と呼ばれ、途上国が先進国へ輸出する際の、一種の非関税障壁となりうる（後述）。

WTO（紛争処理機関「DSB」）で審理されたイルカ・マグロ紛争のケースでは、米国は WTO ルール整合的な任意（voluntary）の製品非関連 PPMs ラベル「Dolphin safe」を導入している⁶⁾。

GATT 第 1 条（最恵国待遇原則：以下「MFN

排出される有害物質が隣国（B 国）に拡大する恐れがある場合、第三国（C 国）が A 国の当該財に対して輸入制限措置を行うことは WTO ルール整合的か否かという問題は、WTO（CTE）でも未だ検討されていないようである。

4) A. Markandya (1997) “Reconciliation of Environment and Trade Policies: Synthesis of Country Case Studies” Mimeo, p. 9.

5) WTO (14 October 2002) “WT/CTE/W/182” para. 15.

6) イルカ・マグロ紛争は GATT のパネルで二回審理された。“WT/CTE/W/203”。

原則」)の下で、輸入国がエコ・ラベリング措置を強制ルールとした場合、輸入品に対する貿易上の差別効果は請じない（任意ルールならば差別効果あり）。他方、GATT第3条の内国民待遇原則（以下「NT原則」）には、エコ・ラベリング措置の強制ルールについて……国内の全ての法令および要件（laws, regulations and requirements）に関し、国産品へ与えられる待遇より不利でない待遇を与えられる……」（同4項）としている。

国々の経済規模（market scale）や地理的条件が異なる中で、エコ・ラベルの国際規格・標準を設けることは困難である。加えて国々の政府が、製品の特性に影響を与えない「製品非関連PPMs」（NPR-PPMs）をラベルの強制要件とすることがWTOルール整合的か否かについては、WTOでも明確な結論が出されていない。

現行のWTO解釈では、製品関連PPMsの強制要件のみがTBT協定の対象であり、製品非関連PPMsの要件は対象外、というのが大方の見方である（2002年10月現在）。

WTO加盟国の間でエコ・ラベリング要件が注目された貿易紛争としては、「イルカ・マグロ紛争」⁷⁾が最初であったが、同紛争の発端はエコ・ラベリング措置ではなかった⁸⁾。

WTOで、エコ・ラベリングに関するまとまった論議が行われたのは、1996年2月27日に催されたCTEとTBT委員会の合同会合においてであった⁹⁾。

同会合に参加した国々（カナダ、チリ、チェコ、EC、ノルウェー、米国）の中で、カナダ政府は、次のような提案を示した。第一に、環境に優しい財・サービスへの需給の増大による環境への負担を軽減するために、消費者の環境への配慮を促す

啓蒙的手段としてエコ・ラベリングを用いること、第二に、エコ・ラベリングを使用するか否かは、企業の「任意」とすること、第三に、国々のエコ・ラベリング措置は内国民待遇原則と透明性原則（国内で公表されるエコ・ラベリング関連の情報は、外国の領事館・大使館が常にアクセスできること）に基づくこと、第四に、エコ・ラベリングが貿易障壁とならないよう配慮すべきこと、第五に、ケースによっては国際標準を使用すべきこと、以上5点であった¹⁰⁾。

III GATT・WTO体制下における貿易と環境のルール

元来、GATT時代（1948～94年）における自由無差別原則の対象は、貿易可能財（tradable goods）が主であった。GATTを取り込み新たにサービス（GATS）と知的財産権（TRIPS）の貿易協定を追加して1995年に発足したWTOでは、その対象が財、サービス、知的財産権（WTO設立協定の外務省定訳では「知的所有権」）の3分野に拡大した。

これらに加え、新たに貿易分野とは直接に関係のない既存の多数国間協定（条約、組織）との繋がりが明記された¹¹⁾。例えばTBT協定の中ではISO（国際標準化機構）とIEC、そしてSPS協定ではCODEX（食品規格委員会）などの基準を、国際任意基準（international standards）として

7) “WT/CTE/W/203” pp. 33-35. GATT第20条の前文が優先され、(g)項はその下位条件。

8) その他、GATT時代にmalt beverage紛争が発生。

9) WTO (19 March 1996) “WT/CTE/W/23 & G/TBT/W/23”。

10) チリは、オゾン層を保護するためのモントリオール議定書に沿ったエコ・ラベリング措置を設けている。チリのエコ・ラベルの目的は、カナダの場合と同じく国民の環境に対する関心を高めると同時に、オゾン層を破壊しない製品（およびオゾンを破壊する物質を含まず、生産過程でも用いていない製品）全てにエコ・ラベルを添付することによって、それらの消費を促進させることにある。エコ・ラベル制度を管轄する国立環境公団（National Corporation for the Environment）の認証した調査機関が、申請のあった企業の製品および生産工程を調査した上で、要件を満たした企業にのみエコ・ラベルの使用を認めるという形をとっている。なお、エコ・ラベルの有効期間は2年としている。

11) BISD 40S/87.

使用することが望ましい旨明記された¹²⁾。

今後は、製品の工程および生産方法 (PPMs)¹³⁾ をめぐり貿易問題と環境問題が並存するケースでは、WTOとMEAs (多数国間環境協定) の両方によるアプローチが有り得るだろうし、CTE文書の多くがこの問題に言及している。

自国と外国で生産された二種類の製品のPPMsをめぐると貿易紛争が生じた場合、それら両国のPPMsが同一なのか否かを検証できなくとも、(GATT・WTOで言うところの)「同種産品」(like products)であるならば、「実質的同等性原則」の考え方に基づき判断するというのが、OECD加盟国間の合意である。ただし同原則がWTOルール整合的か否かは、OECD諸原則とWTO諸原則の完全な一致が成立していないために、現時点での判断は困難である。例えば、汚染者負担原則 (polluter pays principle: PPP, 汚染者支払い原則ともいう) はOECD合意であるが、

未だにWTO合意ではない。

国際貿易における食品安全基準 (任意基準) を公表しているCODEX委員会の目的は、各国政府と非政府組織 (NGO) および関係組織によって「公正な食品貿易の確保と消費者の健康保護」、および、「食品のあらゆる基準 (成分や添加物、品質管理・衛生管理など) の調和化 (coordination)」を進めることとされている (CODEX Alimentarius Commission Statutes, 第1条参照)。ただし、食品の品質基準などを国際的に統一化すれば、伝統的かつ創造的な食品の発展や味の多様化が損なわれる可能性がある。

IV エコ・ラベルの分類

一般的にエコ・ラベルは、ISOで検討されている環境ラベル (タイプI, II, III) から、次の三つに分類される。

第一は、消費者を対象としたものであり、自国の政府や民間非営利団体が科学的分析によって設けた基準を満たした製品および生産工程に対して、「一定の環境基準を満たしている」旨をラベルに記載するものである。この場合は、基準を満たしていることだけが消費者に知られるのであって、含まれる成分の割合や量の数値化は行われぬ (もし数値情報が明記されていても、それは当該企業が任意に添付したものと解釈される)。

第二は、生産者を対象としたものであり、企業の製品や生産工程が、当該製品の特定属性 (attributes) に基づき、当該企業やその企業が所属する業界団体などが定めた一定基準を満たしていることを、証明するものである。例えば「この製品はエネルギー効率が優れている」、「オゾン層破壊物質を使用せず」とか明記するものである。ラベルの情報そのものは、消費者 (ユーザー) 向けであるが、このラベル基準をクリアした企業であることが世間に認知されれば企業利益の拡大につながる可能性がある。

第三は、数値化された環境情報を明記したもので、製品が環境へ及ぼす影響についての、科学的

12) 従来の「品質管理システム規格」(通称ISO9000シリーズ)に加え、WTO発足後の1996年半ばに「環境管理システム規格」(ISO14000シリーズ)が加わること、ISOの環境管理システム規格およびそれに近い環境規格が原因となるWTO加盟国間の貿易紛争が発生した場合、パネル (紛争処理小委員会) および上級委員会による紛争審理に際して、当事国は、TBT協定およびSPS協定の適用を要請することになる。

13) GATT時代において、財の生産工程・生産方法 (PPMs) が貿易に影響を及ぼす問題の全てが、GATT自由無差別ルールの対象から外されてきた訳ではない。

生産された財そのものが自由に貿易されるならば、生産方法や生産工程がどうであれ、GATT/WTOのルールに違反しないとされてきたのである。(この分脈から見れば、途上国が当該商品を低価格で輸出できるのは労働者の雇用条件が未熟であるため、という理由で当該商品を輸入しないと米政府の主張はGATT/WTOの管轄を越えて、相手国の内政にまで干渉しようとするものである。)しかし、今後は環境保全の観点から製品非関連連PPMsもGATT/WTOルールの対象に入れる傾向が強まる、と考えられる。

その一つの根拠はWTO協定に明記されたISO (国際標準化機構) である。ISOは、製品の生産工程における環境管理・品質管理について定めている。WTOのTBT協定 (「貿易の技術的障害に関する協定」) の前文で、「国際規格 (international standards) ……の発展を奨励することを希望する……」と明記されている。

情報を消費者へ知らせるのが目的である。

V EMIT での論議

EMIT の同報告書¹⁴⁾から WTO 以前の GATT 時代（特にウルグアイ・ラウンド期間）にはどのようなことが検討されていたかにつき、以下で概観する。

(1) EMIT

WTO の発足にはまだ遠い 1971 年、貿易関連の環境政策が国際貿易にどのような影響を与えるかを検討する作業グループ（the Working Group on Environment Measures and International Trade：以下 EMIT）が当時の GATT（関税および貿易に関する一般協定）の中に設置された¹⁵⁾。これは、GATT が一国際組織として 1972 年の国連環境会議に意見を述べる前年のことであった。その後約 20 年の空白を経て、1991 年 11 月に EMIT が招集され、その際、将来における検討課題として、「GATT ルールと関係のある多角的環境協定（MEAs）の貿易ルール」、「貿易効果を有する国内環境規制の多角的透明性」、「環境保護を目的とした包装（パッケージング）およびラベリングの貿易効果」の三つが決定された¹⁶⁾。

EMIT の第 13 回¹⁷⁾会合以降、これら三つについて検討が進められ、その内容は、1992 年 12 月の GATT 第 48 回会合¹⁸⁾に提出された。

GATT の EMIT 会合では、エコ・ラベリング

の問題（“trade effects of new packaging and labelling requirements aimed at protecting the environment”）が、ITC（International Trade Center）と ISO の助言の下で検討された。そのころ（1992 年 6 月）ブラジルで国連環境開発会議（UNCED）主催でアジェンダ 21 が開催されたため¹⁹⁾、EMIT ではこのアジェンダ 21 で討議された内容を踏まえ、さらに広範囲に渡る討議がなされた²⁰⁾。その討議内容（以下「EMIT 報告」と呼称）は、後になって GATT 文書²¹⁾に掲載された。

EMIT 報告の中で、GATT は各国の国内環境政策や環境基準およびグローバルな環境政策について論じる立場にないことを明言している²²⁾。

同報告によれば、GATT 締約国が、透明性（transparency）の原則に沿って、国内の環境措置を実施する前と後にその内容を告示すべきとの方向で落ちついている²³⁾。

(2) パッケージングとラベリング

EMIT 会合（前出）では、製品非関連の PPMs に基づくパッケージングおよびラベリングの分野について検討されたが、GATT にはこの分野の知識が乏しく、専門機関である ISO と ITC から助言を得ている²⁴⁾。

同会合での議論は、パッケージングとラベリングが環境と貿易にどのような効果をもつのか、及び、それらが GATT 締約国間で話し合われている貿易関連の強制規格（technical regulations）と任意規格（standards）とどのように異なるのか、という点に意見が集中した²⁵⁾。

パッケージングとラベリングについては、1993 年末のウルグアイ・ラウンド妥結を予定し

14) GATT (November 1995) “BISD” pp. 75-101 “Report by the Chairman of the Group on Environmental Measures and International Trade presented to the CONTRACTED PARTIES at their Forty-ninth session (L/7402)”.

15) GATT (November 1995) “BISD” p. 76 para. 3.

16) Petersmann, E.U. (1995) “International and European Trade and Environmental Law after the Uruguay Round”. Kluwer Law international, pp. 40-41.

17) 当時、ウルグアイ・ラウンドは 1993 年 12 月 15 日に最終妥結の予定であった。

GATT (November 1995) “BISD” p. 76 para. 5.

18) 第 48 回 GATT 締約国定例会合（the 48th Session of the CONTRACTING PARTIES）.

19) 環境庁・外務省監訳（1993 年）『アジェンダ 21』.

20) GATT (November 1995) “BISD” p. 96 ANNEX II 参照.

21) Ibid., p. 76.

22) Ibid., p. 77 para. 9.

23) Ibid., pp. 86-88.

24) Ibid., p. 87 para. 50-51

25) Ibid., p. 87 para. 52

て作成された当時の TBT 協定に規定が盛り込まれた(同協定はその後、若干の修正が行われたが、大半は元のままであった)。

TBT 協定では、WTO 加盟国の設けるパッケージングとラベリングを含む強制規格・任意規格が、貿易上の障害とならないよう無差別および透明性の原則に従うべきことが定められた (para. 53.)。しかし、当時の GATT 締約国の関心は、それら強制規格・任意規格が必要以上に貿易制限的にならないようにするために何らかの“原則”を TBT 協定に組み込むべきか否かという点にあった (para. 54)。

輸入国側が国内強制規定として定める PPMs に基づくパッケージング・ラベリング要件は、それが輸出国(原産地国)の設けている同様のものに比べて高水準(すなわち要件を満たすためのコストが大)であっても、内国民待遇原則および透明性原則に従って実施されるのならば問題は生じないという意見が出された (para. 55)。

1) パッケージング

パッケージングの効果に関する EMIT での討議は、次の二つに集約された。

第一はパッケージングの適用領域、すなわち、当該地域ではどのような種類のパッケージングが使用可能または使用不可能なのかという問題、第二は財の“再使用”(re-use)または“リサイクル”(recycling)のように当初の使用目的を終えた財の処分方法についての問題である。これら二つのうち GATT (当時)での検討が容易と思われたのは、前者であった (para. 58-59)。

というのも、後者の問題は、当該国内の税制や課徴金制度および産業廃棄物処理コストなど、貿易と直接関連がない国内政策の問題を伴うからである²⁶⁾。

国々の関心は、輸入国内のパッケージング要件が外国産品(輸入品)にも適用されるのかどうか、もし適用されるとしたら輸入国で生産されている

財の国内環境基準が、輸出国側の財(goods)にも適用されることになってしまわないかという点であった(域外適用の問題)。

特に途上国側からは、先進国の規格・基準に合わせたパッケージングが全ての GATT 締約国の間で共通化・標準化されてしまえば、途上国の生産コストが上昇し輸出競争力が低下する可能性が指摘された (para. 59)。

ITC は、途上国から先進国向けに輸出される財が、先進国内のパッケージング要件に応じられなかったケースを紹介している (para. 63)。

2) ラベリング

EMIT で検討されたラベリングの大半は、“任意”のエコ・ラベリングについてであった。

EMIT には、ITC (上記)や UNCED (前出)のような幾つかの国際機関がオブザーバーとして参加している。UNCED は、環境保護を目的としたラベリング(エコ・ラベリング)が、消費者の購買決定に有用な環境関連情報を提供する役割がある点を指摘した (para. 66)。

各国代表は、パッケージングと同じくラベリングの実施においても、それが外国企業の参入障壁とならないよう輸出国が、事前の透明性(ex ante transparency)の原則を守ること、および当該輸入国のパッケージングに合わせるまでの時間的余裕を外国企業に与えるべきであると主張した。

エコ・ラベルの基準や条件の取得し易さという点では、外国企業よりむしろ、現地の消費者選好(consumer preference)や消費者心理の情報を入手しやすい現地企業が有利な立場にあることが指摘された (para. 70)。

VI WTO におけるエコ・ラベリングの定義

1998 年、CTE 事務局(WT/CTE/W/79)は、UNEP(国連環境計画)で策定された環境ラベリング(environmental labelling)の定義を引用し、「同じカテゴリーにある他の財に比べて、ラベルが添付された財は、より環境に優しいことを消費者に知らせるためにラベルを使用すること」で

26) GATT (November 1995) “BISD” p. 87 para. 59.

あるとした。つまり WTO では、環境ラベリングがエコ・ラベリングと同じ意味で用いられている。

CTE 事務局はまた、ISO の見解を引用し、環境ラベリングの目標を、「多様かつ正確な情報の伝達によって、環境に優しい財・サービスの需給を促進し、これにより市場指向的な環境改善の潜在性を刺激すること」としている（WT/CTE/W/114）。

Ⅶ CTE での経緯

“エコ・ラベリング”の問題は、国連環境会議（1972年）に先駆けて、1971年にGATT内部に設けられていた「環境措置と国際貿易に関する作業グループ」（“EMIT”）の1991年11月会合で採択された検討課題の一つに入っていた（前述）²⁷⁾。

1994年4月14日のマラケシュ閣僚会議で、「貿易と環境に関する決定」（the Decision on Trade and Environment）が採択されたことを契機にWTO内部に常設の「CTE」が設置された²⁸⁾。

翌年のWTO発足とともにCTEでの作業が開始され、1996年のWTOシンガポール閣僚会議に提出された第1回目のCTE報告書（para. 183）では、製品非関連PPMsの問題をWTOルール上の今後の課題として位置付けたのみであり、継続審議として結論は先送りにされた（1996年当時）²⁹⁾。

（1）CTE 発足当初の議論

エコ・ラベリングを巡るWTOでの議論は初期のCTE文書（WT/CTE/1）に見ることができる（下記）。

それによれば、製品のPPMsを製品関連PPMsと製品非関連PPMsの二つに分けて前者はWTO整合的で、後者は非整合的であろう、というものであった³⁰⁾。

エコ・ラベリングの制度は、通常その国の中央政府、地方政府、または業界団体などの非政府機関（NGOs）によって管理・運営されている。しかし、地方政府や非政府機関が管理・運営のエコ・ラベリングであっても、エコ・ラベリングの認証授与にふさわしい製品の選択、製品の認可（certification）やラベル授与などといった段階で、中央政府が関与する場合は多いといわれる³¹⁾。

企業にとっては、ある種の基準（standard）が製品非関連PPMsに基づくのか否かはさして重要でなく、むしろ透明性が十分に確保されているか否かの方が重要とする意見が出された。

途上国の中小企業（先進国向け輸出企業）にとっては、自社製品を先進国の製品非関連PPMsに基づく基準・規格に合致させることは大きなコストを伴ない、如何に透明性が確保されていようとも、先進国向け輸出が難しくなる状況は存在することが指摘された³²⁾。

国ごとに環境基準が異なれば、多国籍企業にとっては生産コストの上昇要因となり、途上国にとっては、輸向け製品を相手国の国内環境基準に合わせて設計せねばならず、生産コストの上昇を招く可能性がある（“WT/CTE/W/1” para. 64）。

CTEでは、WTO事務局が準備した文書（WT/CTE/W/10-G/TBT/W/1, 29 August 1995）に照らして、TBT協定の規定とエコ・ラベリングの関係が検討され、主な検討課題として、第一に、任意のエコ・ラベリング規格とTBT協定の透明性・通報（notification）の関係について（つまり、当該国のエコ・ラベリングが任意規格であるときに、透明性原則に基づいてこれを通報する

27) Petersmann, E.U. (1995) “International and European Trade and Environmental Law after the Uruguay Round”. Kluwer Law international, p. 40.

28) WTO (4 February 1997) “WT/CTE/W/42” p. 1.

29) 主旨は“エコ・ラベリングは一般消費者に環境意識を高めるための有効な環境政策である”。拘束力なし。

30) WT/CTE/1 para. 61.

31) WT/CTE/1 para. 59.

32) UNCAD case studies, 1992-1995.

必要性があるか否か), 第二に, 製品非関連 PPMs に基づく任意のエコ・ラベリング措置と TBT 協定との関係について (つまり, 製品非関連 PPMs を TBT 協定の枠内にあるとすべきか否か) であった (“WT/CTE/W/1” para. 66).

TBT 協定の第 2.9 によれば, WTO 加盟国が強制エコ・ラベリング規格を設ける場合, それが関連の国際規格 (international standard) に基づかない場合, または, 他の WTO 加盟国との貿易に著しい影響を与えるおそれがあるような場合には, その導入しようとしている強制規格についての情報を全ての WTO 加盟国へ事前に通報する義務があるとされる (“WT/CTE/W/1” para. 68).

他方, 製品非関連 PPMs に基づくエコ・ラベリング規格は, 透明性の原則に従ってその情報を WTO 加盟国へ通報する必要はないとする意見が出された. これは, TBT 協定付属書 1 (「強制規格」および「任意規格」) に, 製品非関連 PPMs についての規定が存在しないことを根拠にしている (“WT/CTE/W/1” para. 69).

TBT 協定付属書 1 では, (サービスを除く) 製品の強制規格と任意規格その他の諸用語が定義されており, 「強制規格」・「任意規格」のいずれの定義にも, 製品 (= 産品) そのもの, 及び, その生産工程・生産方法 (= 製品関連 PPMs) は含まれるが, 製品非関連 PPMs については言及していない.

一部の WTO 加盟国の中から, TBT 協定協定付属書 1 「任意規格」の定義が曖昧だという意見が出された³³⁾.

ただし, TBT 協定では, ISO・IEC の用語をそのまま用いると定めていることから, 将来 ISO・IEC で用語の定義が変われば, TBT 協定中の用語の定義も, それらに合わせて変更される可能性がある. つまり製品非関連 PPMs が TBT 協定に組み込まれるか否かは, ISO の今後の動向に左右

されるのである.

現在, 途上国側の中には, 製品非関連 PPMs を TBT 協定の枠内へ入れることに反対の意見が見られる³⁴⁾.

米国 (“G/TBT/M/4” para. 93)³⁵⁾ は, 国々における大半のエコ・ラベリングが任意規格と考えられること, および, TBT 協定附属書一の 2 (任意規格) の前半によれば, 「製品非関連 PPMs」は TBT 協定に含まれないと解釈されるが, 後半によれば「製品非関連 PPMs」も TBT 協定に含まれると解釈されるとした. さらに米国は, ISO 基準は TBT 協定で任意の国際基準と認められている一方, 製品非関連 PPMs に基づく環境基準は一国の価値判断によって決められるものであり, 多国間の合意を得るのは難しいとした.

スイス (“G/TBT/M/4” para. 101) は, WTO 協定で定める任意規格の定義に, 「製品非関連 PPMs」のラベル措置をも含めてしまうと, 貿易体制に新たな上位性 (precedence) を生み出す可能性があることを指摘している.

シンガポール (“G/TBT/M/4”, para. 107) は, 「製品非関連 PPMs」を TBT 協定に含めることは, ある WTO 加盟国の国内環境ルールや基準

34) Non-paper by the Arab Republic of Egypt, 18 June 1996.

35) TBT 委員会 (G/TBT/M/4) 文書によれば, エコ・ラベリングについての貿易環境委員会 (CTE) との非公式な合同会議が 1996 年 2 月 27 日に催され, カナダから出された資料 (G/TBT/W/21) について米国, EC, チェコ, 北欧諸国, チリ, 日本, カナダから意見が出された. カナダは, エコ・ラベリングが資源産業および製造業において, より高い環境保護基準の適用を促進するのに役立つとして, 環境に好ましい製品やサービスに対してエコ・ラベルを適用することは, 消費者の購買行動に影響を与え, 市場シェアの拡大機会を与えることになり, 無差別原則・内国民待遇原則の下でなら環境政策手段として有効とした. さらにカナダ (“G/TBT/M/4” para. 80) は, 国々の関心が, WTO ルールに製品非関連 PPMs を組み込むことが可能か否かにあり, これに対処する方策としては, 製品非関連 PPMs の領域をエコ・ラベリングの任意規格 (standards) の下に置くことであるとした. カナダ代表は, 強制規格 (technical regulation) の定義については述べなかった.

33) WT/CTE/1 para. 71.

を、他の WTO 加盟国に押しつけること（域外適用）になるので、GATT の基本原則（最恵国待遇および内国民待遇）に違反すると主張した。なお韓国（“G/TBT/M/4”, para. 102）、アルゼンチン（“G/TBT/M/4”, para.86）も同様の意見を述べている。

日本（“G/TBT/M/4”, para. 108）は、第一に、各国のエコ・ラベリング措置が透明性の原則に従わずに恣意的に用いられるならば、外国産品に対する差別的効果をもつこと、第二に、たとえ透明性の原則が守られても、エコ・ラベリング制度が輸入国に固有の環境問題あるいは国民の環境・健康指向に基づくものである限り、マイナスの貿易効果をもつので、当該国のエコ・ラベリング制度を管轄する機関は、科学的な証拠にもとづき実施すること、第三に、エコ・ラベリングの相互承認を促進するよう配慮する必要があるとした。韓国（“G/TBT/M/4”, para. 105）も、現在の WTO 原則に「相互承認」の考え方が欠けているとして、エコ・ラベリングの差別的効果を減らすには、WTO 加盟国間でエコ・ラベリングの相互承認（mutual recognition）を行うべきとした。

Ⅷ 製品関連 PPMs と製品非関連 PPMs

(1) TBT 協定と PPMs

WTO の TBT 協定では、財の「生産工程・生産方法」のことを、Production Process and Methods の頭文字から“PPMs”と呼称している。

製品関連 PPMs とは、生産の過程で有害物質が財に組み込まれないように規制するための考え方であり、このために民間または政府・自治体が強制または任意で設ける要件は、製品関連 PPMs 要件と呼ばれる（多数国間の協定や条約および国際機関の PPMs 要件には、「強制」は存在せず「任意」のみが存在する）。

製品関連 PPMs 要件を厳しくするほど、当該財の消費段階における環境・健康汚染（消費の外部性）が抑制される。

製品非関連 PPMs とは、財の生産過程において

有害物質が生産現地で（財には組み込まれないで）排出されないよう規制するための考え方であり、このために民間や政府・自治体が設ける要件を製品非関連 PPMs 要件と呼ぶ。例えば、半導体の生産段階で発生する環境汚染（生産の外部性）を抑制するためには、洗浄剤として用いられるフロンの大気放出を抑制する必要がある³⁶⁾。

この場合、環境汚染は主に生産段階で発生し、当該財を購入した消費者には何の影響も与えない。当該財による環境汚染が、生産現地と消費地の両方で発生している場合には、これら環境汚染を抑制するためには当該製品に対して、国々は製品関連 PPMs と製品非関連 PPMs の両方の要件を同時に課すことが望ましい。

表 1 エコ・ラベリングの類型

	任意	強制
PR-PPMs	A	B
NPR-PPMs	C	D

注：現行では、WTO 加盟国の多くが、上記 ABC は WTO 整合的で、D は WTO 非整合とする立場をとっている。

(2) PPMs 関連のラベリング要件

1) ラベリング要件

2001 年 11 月 14 日に中東ドーハでの WTO 閣僚会議の最終日に発表された閣僚宣言文（para. 32）では、CTE が特に注意を払って検討を進めるべき課題の一つとして、“環境保全目的のラベリング要件”があげられた。ただし、ラベリング問題は、WTO 発足以前の 1994 年頃からすでに CTE の長期的な検討課題の一つとされていた。

一般に、ラベリング要件は、他の貿易措置（高率関税や輸入数量制限など）に比べると、貿易規制的でないと考えられてきた。前述のように、ラベリング要件には、輸入国（政府または業界）によって任意とされているものと、政府による強制

36) OECD (1995) *Trade and Environment; Processes and Production Method, 1994.*

(mandatory) とされているものがあり、同じ製品に対して国々が異なるラベリング要件を定めているケースもある。これらは、自由な貿易の拡大を阻害する一要因であり、特に途上国にとっての深刻な問題の一つとされている³⁷⁾。

2) 強制または任意のエコ・ラベリング

強制エコ・ラベリングの典型ケースは、タバコ製品に添付されたラベルである。我が国では、「タバコは人体に有害である」とする警告ラベルが添付されていないタバコ製品は流通も販売も禁止される。

つまり当該国政府が、生産者に対して表示すべき項目（原料、生産方法、原産地など）をラベルの形で製品に添付するよう義務づけた措置は、強制エコ・ラベリングである。

WTO加盟国が国産品に強制エコ・ラベリングを導入する際には、内国民待遇原則（上述）に基づいて、外国からの輸出製品にも等しく適用しなければならない。その適用が差別的であったり不透明であったりすれば、WTO協定という貿易紛争の原因となる。

他方、WTO加盟国のエコ・ラベリングが任意である場合は、（外国企業であれ自国企業であれ）ラベルの添付が強制されないので、貿易紛争が発生し難いとされる。

米国では、マグロ（tuna）を米国内で販売する際にそれが洋上で捕獲される際に誤って同時にイルカを捕獲したり殺傷していないことを証明するラベル（dolphin-safe labelling）を添付する制度が国内法³⁸⁾によって定められているが、これは強制ラベリングではないとされる。

EU（欧州連合）では、LCA（後述）に基づいてISOに類似した認証基準を設けている³⁹⁾。

3) WTO協定における強制PPMs要件と任意PPMs要件

TBT協定の附属書一「用語及び定義」では、規格を強制と任意に分け、それらを次のように定義している。

強制規格とは「製品の特性又はその関連の生産工程もしくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務づけられているもの。強制規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって産品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができるもの」であり、任意規格とは「産品又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規定、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務付けられていないもの。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって産品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができるもの。」と定めている。

EC（“G/TBT/M/4”, para. 88）は、“関連の生産工程若しくは生産方法”という文意から、「製品そのものに関係ないPPMs」はTBT協定の対象から除外されると主張する。

森林資源の輸出が大きな比重を占めるブラジル（“G/TBT/M/4”, para. 85）は、エコ・ラベリングを「製品そのものに関係するPPMs」と「製品そのものに関係が無いPPMs」の二つに分け、前者はTBT協定に含まれるが、後者は含まれないと主張する。

IX アジェンダ21とエコ・ラベリング

1992年のGATT第48回セッションで、

37) WTO (12 June 2002) “WT/CTE/W/212” para. 3.

38) *The Dolphin Protection Consumer Information Act (DPCIA)*. “Environment Issues in the New World Trading System” p. 27 所収.

39) Tietje, C. (1995) “Voluntary eco-labelling programs and questions of state responsibility in the WTO/GATT legal system”, *Journal of World Trade*, Vol.

GATT 締約国団は、UNCED 主催によるアジェンダ 21 で持ち上がった貿易政策と環境政策の相互依存に関する問題について EMIT で検討を進めるよう要請した⁴⁰⁾。

アジェンダ 21 の第 2 章 B 節に記された問題に関しては、他の国際機関でも GATT と同時期に検討を進めていた (para. 77)。

同第 2 章 B 節によれば、“オープンで多角的な貿易システムは、資源のより効率的な配分と使用を可能にし、これによって生産・所得の増加および環境負担の軽減に寄与する”とある (para. 79)⁴¹⁾。

アジェンダ 21 では、環境基準の厳しい輸入国が、基準の緩い輸出国からの同種産品に課税することは、国際貿易体制の基本原則を揺るがすことになるため、慎重な配慮が必要との意見が出された (para. 85)。

アジェンダ 21 第 2 章 B 節

2.22 政府は、GATT, UNCTAD, 及び他の国際的・地域的な経済関連機関が、それぞれの権限に従って、以下の定義及び原則を検証するよう奨励すべきである。

- (a) 持続可能な開発の促進のための貿易と環境の関係をより正しく理解するための適切な研究を綿密に行うこと。
- (b) 貿易・開発及び環境団体相互間の対話を促進すること。
- (c) 環境に関連した貿易措置が行使される場合には、透明性と国際責務との整合性を確保すること。
- (d) 正当化されない貿易制限をもたらす環境措置の採用を回避する方法で、環境と開発の問題の根源的原因に対処すること。
- (e) 環境基準及び規制の違いから発生する費用の差異を相殺する一つ的手段として、貿易

制限、あるいは貿易の歪みを利用しないよう務めること。なぜなら、それらの採用が、貿易の歪みを導き、保護主義傾向の増大を招く可能性があるからである。

- (f) 健康・安全の基準に関連したものを含む環境関連の規制もしくは基準が、貿易において、独断的で、不当な差別、あるいは偽装された制限などの手段にならないことを保証すること。
- (g) 環境基準の適用に当たっては、貿易措置の適用と同様に、開発途上国の環境・貿易政策に影響を与える特別な要因に留意することが保証されるべきである。ほとんどの先進国において有効な基準が開発途上国にとっては、不適当なもので、不当な社会的費用をもたらすかもしれないことに留意することは意味がある。
- (h) 特別な過渡的方式のようなメカニズムを通して、開発途上国の取り決めへの参加を促すこと。
- (i) 輸入国の管轄権外で、環境問題に取り組む片務的行動を避けること。国境を越えたあるいは地球規模の環境問題を対象とする環境施策は、可能な限り国際的コンセンサスに基づくものであるべきである。特定の環境目標の達成を目指す国内的措置は、その措置を効果的にするために、貿易的措置を必要とするかもしれない。貿易政策手段が環境政策の施行に必要であると認められたならば、一定の原則や規則が当てはまるはずである。これらは、特に、非差別原則 (non-discrimination)、目標達成のために必要な措置は貿易制限の最も少ないものにするべきであるという原則、環境に関連した貿易措置の使用に当たって透明性を確保し国内規制を適切に告示する責務、及び開発途上国が国際的に合意された環境目標 (internationally-agreed environmental objectives) に向かうように、開発途上国の

40) GATT (November 1995) "BISD" pp. 96-98.

41) アジェンダ 21 の第 2.22 (e) は、エコ・ダンピング (eco-dumping) にも言及している。

固有な状況、その開発上必要なものに配慮する必要性等を含むことができる。

- (j) 必要な場合、より精度を増し、環境領域で採択された GATT 規定と多角的措置の間
の関係を明確にすること。
- (k) それぞれの国特有の条件に照らして、向上した透明度を助長する一つ的手段として、貿易政策の形成・交渉・実施における公的投入を確保すること。
- (l) 生産・貿易分業化の変化に起因するであろう環境保護に対する新たなニーズに応えるべく、環境政策が適切な法的・制度的枠組みを確実に提供するようにすること。

引用：環境庁・外務省 監訳（1993年5月31日）『アジェンダ 21』 海外環境協力センター pp. 9-10.

X エコ・ラベリング措置に関するカナダ提案

1996年、カナダ政府（“WT/CTE/W/21”）は、TBT委員会および貿易環境委員会（CTE）へエコ・ラベリングに関する文書を提出した⁴²⁾。カナダは、ISOのエコ・ラベリングに関する部会（TC207）の幹事国であり、その内容は具体的であった（下記）。

カナダ政府は、現行TBT協定の下でエコ・ラベリングを次のように解釈できるとした。第一は、環境保護のためにエコ・ラベリング要件を厳しくすれば、消費者および政府の購買パターンに好ましい影響を与えるとともに、一次産業および製造業へ環境保全型の生産活動を促すインセンティブとなること、第二は、エコ・ラベリングが強制・任意のいずれであれ、製品自体の特性あるいは製品関連 PPMs に関わる任意規格に基づく限り、TBT協定の対象範囲に入るのは明白であり、エコ・ラベリング措置の開発・運営をISOのような組織体が行うとしても、WTOルールとの

整合性はあること、第三に、LCAに基づくならば、製品非関連 PPMs も TBT協定の対象範囲に入るべきだが、相手国または多数国間での事前の相互承認が確保されていることが条件であるとした。

特に第三番目の提案は、財のみを対象としていたGATT時代（1948～94年）においては到底受け入れられないものであり、WTO発足後も明確な見解が出され難い内容であった。

上述のカナダ案は、ISO TC207（draft Guiding Principle and Procedures）におけるエコ・ラベリング措置の定義および基本原則（下記）が背景にある。

ISO TC207におけるエコ・ラベリング措置の定義：

「エコ・ラベリング措置は、環境に配慮した製品であることを証明するラベルを与えることによって、製品に関わる環境上の負担や影響を軽減するのに寄与するものである。このようなエコ・ラベリング措置は製品のライフ・サイクルを考慮したものであり、認証機関（recognized bodies）によって運営される。

基本原則

- (a) 強制エコ・ラベリング措置、任意エコ・ラベリング措置、およびエコ・ラベリング承認手続きは、TBT協定およびその適正実施基準（Code of Good Practice）に従う⁴³⁾。
- (b) TBT協定の適用範囲は、エコ・ラベリングが任意か強制、あるいは（中央または地方の）政府機関か非政府組織であろうと、全てのエコ・ラベリングにわたる。
- (c) エコ・ラベリング措置は、標準化機関によって設けられる。したがって、そのような標準化機関はTBT協定の適正実施基準

42) WTO (21 Feb 1996) “WT/CTE/W/21&G/TBT/W/21”.

43) これらの用語（強制、任意、認証手続き）はTBT協定の付属書1に定められた定義に従うとしている。

参照：WTO (21 Feb 1996) “WT/CTE/W/21 & G/TBT/W/21” p. 2.

を受け入れることになる⁴⁴⁾。

- (d) TBT 協定の適用範囲には、製品非関連 PPMs にもとづく任意基準の使用も含むと解釈されるべきである⁴⁵⁾。ただし、それら任意基準は事前に多数国間で合意されたエコ・ラベルのガイドラインに厳密に沿うことが条件となる。

XI エコ・ラベルの効果に関する先行研究

Vossenaar (1997) によれば、先進国（輸入国）が設けている PPMs タイプのエコ・ラベル措置は、途上国（輸出国）の川上産業（原材料）の生産方法・生産工程にまで影響を及ぼすため、結果的に一種の非関税障壁になるという。

Vossenaar はまた、当該国のエコ・ラベル措置が環境保護に有効なのは、外国企業にその情報が開示され、内外無差別原則が満たされている場合に限るといふ。

エコ・ラベル措置の貿易効果は、TBT 協定における任意規格および強制規格の貿易効果と似ているという見方もある。ISO で進行中のエコ・ラベリングの任意規定には、エコ・ラベリングの信頼性強化と差別的貿易措置の回避が可能とされる。

Y.-H. Ahn, B.-H. Ahn (2001)⁴⁶⁾ は、二国モデル（1＝輸入先進国，2＝輸出途上国）で、両国で共に生産段階で有害物質を排出している同種製品の企業（企業 1 & 企業 2）が存在するとして、輸出国（途上国）で「排出税」が課され、同じ財に対して、輸入国（先進国）で「製品非関連 PPMs 要

件」が強制された場合に、発生するパターンと問題について考察している。同研究は、ISO タイプのエコ・ラベリング規格を前提としている。

これらを参考に、本稿では両国（輸出国と輸入国）がエコ・ラベリング措置と課税措置を、等しく採用した場合と、そうでない場合に分けて考察するために、下表のような単純 pay-off マトリックスを用いる。

例えば、A 国が B 国と全く同じ PR-PPMs タイプのエコ・ラベリング要件を設け規格化していれば、二重措置を回避するために、両国の政府間または業界間で「相互承認」の合意があり得る。他方、両国で同一の環境問題に対して、一方の A 国は PR-PPMs 要件で対処し、他方の B 国は（例えば「排出税」のような）課税措置で対処するならば、「相互承認」は困難であり、A 国（輸出国）の貿易には不利になる。

単純化のために両国で採用される措置には、PR-PPMs（製品関連 PPMs）要件，NPR-PPMs（製品非関連 PPMs）要件，Tax（排出税）の三つがあり、それぞれ両国で同一かつ同率とする。例えば、先進国（輸入国）の PR-PPMs が政府による強制規格であれば、途上国（輸出国）のそれも同じ強制規格とする。マイナス（－）は、相手国（先進国）の国内措置によって自国（途上国）が被る損失を表す。A 国（輸入国）が NPR-PPMs を義務付けており、B 国（輸出国）が Tax（排出税）を義務付けている場合、B 国内の輸出財は、排出税に加えて A 国の製品非関連 PPMs 要件に適合するためのコスト（compliance cost）を負担することになる。

(1) 製品関連 PPMs の課税措置

今、原産地や生産方法が異なる財 A と財 B があるとしよう。両財の「end-users, consumers' tastes and habits, product's properties, nature and quality」が同一ならば、WTO ルール上では同種製品と見なされ、対外的（外国）には最恵国待遇原則、および対内的（自国）には内国民待遇

44) エコ・ラベリング措置とは、当該製品が第三者機関の定めた基準や任意規格に合致することを、その第三者機関が証明することである。参照：同上，p. 3.

45) エコ・ラベリングの考え方は、基本的にライフ・サイクル評価（LCA）、すなわち採掘・生産の段階から消費・廃棄までに渡る環境への配慮に基づいている。参照：同上，p. 4.

46) Y.-H. Ahn, B.-H. Ahn (2001) "Eco-labelling and non-product-related process and production methods". *Environmental Economics and Policy Studies*, Vol. 4 November 3, 2001, pp. 167-189.

原則に基づき、関税や輸入手続き、さらに内国税や国内制度は無差別に適用されねばならない。つまり、いったん、“同種産品”と判断されれば、WTOルール上は、同種産品と分類される製品の一部に環境汚染の原因を含むか否か、あるいは生産方法が同一か否かと無関係に、課税率は同種産品すべて同一にせねばならないのである (GATT 第3条2項「内国民待遇原則」参照)。

原油を精製して生産されるエネルギー製品には、精製工程 (=製造工程, PPMs) で、環境や人体に有害な物質が多く含まれる製品と、有害物質が少ない製品とがある。これらは、当該製品に「有害性」という特性が生産工程で組み込まれたのであり、製品関連 PPMs の問題として扱われる。

このような場合、当該国の政府は、製品に含まれる当該有害物質の含有量割合に応じて内国税を課せばよい (米国 superfund における国境税調整)。このとき、「同種産品への同一課税」ルールの対象は、製品ではなく、製品に含まれる「有害物質」であり、輸入品にも等しく適用されねばならない。

この課税は、間接税タイプ (=財そのものに課す税) となり、GATT・WTO の慣例である「仕向け地原則」(destination principle) に基づく国境税調整 (BTA) の対象となる。

(2) 製品非関連 PPMs の課税措置

工業製品には、生産段階での二酸化炭素排出量が大きいのに、製品の使用段階では無害なものが多い (例えば、一般的な冷蔵庫は、使用段階よりも生産段階で排出される二酸化炭素の割合が大きいと云われる)⁴⁷⁾。

生産段階では環境汚染的である一方、製品そのものには環境汚染的特性が組み込まれない場合の環境汚染の問題は、製品非関連 PPMs の問題と呼

ばれる。

今、輸入国の政府が、環境保全のための国内措置として、環境汚染型の生産方法を採用している国内企業へ高率の (直接税タイプの) 内国税を課し、環境配慮型の生産方法をとっている国内企業には、低率の (直接税タイプの) 内国税を、それぞれ「強制」ルールとして実施するとしよう。このような場合、前者 (環境汚染型企業) の製品コストは上昇し、後者 (環境配慮型企業) の製品コストは低下する。

だが現行の WTO ルール (TBT 協定) によれば、輸入国の政府が、上記のような製品関連 PPMs の問題に対処するためとして、直接税タイプの内国税 (または直接補助金の交付) を輸入品に強制適用することはできない。

XII エコ・ラベルの貿易効果

エコラベル措置が環境に及ぼす効果は、当該エコラベルが要求する基準の程度、当該エコラベルの対象となる市場の規模、および、エコラベル製品に対する消費者の選好度、生産者および供給者の反応の度合いなどによって異なる⁴⁸⁾。

ラベル添付が「任意」ならば、当該ラベルの添付によって非価格競争力を生み出せると考える輸出企業はラベルを添付するが、製品そのものに価格競争力がある場合、ラベル添付のインセンティブは弱い。

(1) 伝統的な貿易理論

伝統的なリカード (D. Ricardo) 流の比較優位理論によれば、国々の貿易パターンは、国内で生産可能な財・サービスの生産コストの相対価格差に起因するものと考えられていた。そして、市場メカニズムで決定されるあらゆる価格情報は、国内外の全ての市場参加者 (生産者、消費者、および輸入・輸入業者) へ完全かつ同時に伝達されるという前提があった。

47) 逆に、自動車では、使用段階での二酸化炭素排出量が大きい。

48) Vossenaar (1997) p. 26.

表 2 環境措置の効果

		途上国 A (輸出)		課税措置
		PR-PPMs (A1)	NPR-PPMs (A2)	Tax (A3)
エコ・ラベリング措置	PR-PPMs (B1)	0	-	-
	NPR-PPMs (B2)	-	0	-
課税措置	Tax (B3)	-	-	0
		+	+	0

注) 先進国 B の利益は、途上国 A からの輸入減と同じであり、途上国 A の利益は、先進国 B への輸出増とした場合、非協力の有限回数（一回）同時ゲームの下で、ナッシュ均衡は {A3, B3}.

だが、現実の国際貿易では、売り手（輸出国の生産者）と買い手（輸入国の消費者）との間で、取引される財・サービスの全ての情報が共有されることは稀である。いわゆる非対称情報（情報の非対称性）の問題が存在するからである⁴⁹⁾。

(2) エコ・ラベルの競争優位効果

国際貿易における途上国の競争優位の要因は、労働集約財の低価格性にある。しかし、先進国がラベリングの国内規格・基準を厳格化し、これを内国民待遇原則の下で輸入品にも「強制」すれば、途上国の競争優位性が失われてしまう可能性がある。以下そのことについて述べる。

今、同種産品である国産品と外国産品が同じ店頭に並べてあり、国産品には原料調達先や成分などが明記されたエコ・ラベルが添付されており、外国産品には添付されていないとしよう。

このとき、消費者に国産品を選好する傾向が見られるなら、エコ・ラベルの製品差別化（price differentiation）効果によるものとされる⁵⁰⁾。

他方この結果、エコ・ラベルの添付された当該製品（国産品）の市場価格が、上昇する⁵¹⁾。これは、エコ・ラベリングが、「任意」（voluntary labelling）の場合に限定される。エコ・ラベリングが「強制」であれば、ラベルによる製品差別化は不可能になるからである。

ラベルの表示内容が真実かつ客観的な情報であるほど、消費者の選択意欲を刺激するインセン

が成立するならば、自国は X 財、外国は Y 財に比較優位があるので、自国は X 財の生産に特化してこれを外国に輸出し、外国は Y 財の生産に特化しこれを輸出することによって、両国の経済利益の合計は最大になるというのであった。

50) Uimonen, P. & Whalley, J. (1997) "Environmental Issues in the New World Trading System" p. 36.

51) Uimonen, P. & Whalley, J. (1997) *Environmental Issues in the New World Trading System* p. 36.

49) 通常のヘクシャー＝オリーン理論でも、上記のリカード・モデルと同じく、貿易パターンは両国の生産コスト側面から決定されると考えられてきた。例えば、二国二財二要素モデル（自国&外国、X 財&Y 財、資本：K&労働：L）において、両国の生産技術が同一であり、両国ともに、X 財が相対的に Y 財に比べ常に資本集約的、即ち、 $(K/L)_x > (K/L)_y$ の関係が成立し、自国は相対的に外国「*」に比べて資本豊富国（即ち、外国は自国に比べて労働豊富国）、即ち、 $(K/L) > (K/L)^*$

タイプとなり、同時に生産者へは利益の増大をもたらす。

またエコ・ラベリング措置には、自国消費者に（輸入品でなく）国産品を優先的に購入するよう仕向ける貿易政策（trade policy）の一面がある（筆者が1997年8月に行った現地調査では、周辺諸国からの輸入が容易であるスイス・ジュネーブの生鮮野菜に添付するラベルに、スイス国内の生産地名および出荷時刻を明記することが州レベルで検討されていた）。

CTEに出されたカナダ政府の提案（後述）は、食品の成分要素のみならず生産方法や原料の原産地までも含めるといふものであった（PPMs 関連情報の公開）。

現在のところ、非政府組織のISOや政府間組織のCODEX等のマルチ（多数国間）で策定されたエコ・ラベルは、すべて「任意」の規格である（後述）。

内国民待遇（National Treatment）の原則に基づく限り、WTO加盟国が、エコ・ラベルを自国内の強制規格（強制措置）として導入することは、WTO整合的である。しかし、その結果として外国産品の参入が困難になるなら、当該措置は貿易障壁（非関税措置）ということになる（2002年8月現在、エコ・ラベルが直接の原因となった貿易問題がWTOに持ちこまれたケースは見当らない）。

エコ・ラベル要件を満たすためのコストが総コストに追加されることで、それら途上国の価格競争力が弱まるとの危惧が出されている（コロンビア産のドイツ向け生花に課されたラベル要件）。

XIII WTO ルールの現状と課題

(1) WTO のエコ・ラベリング規定

WTO 諸協定の中で、エコ・ラベリングに関する規定は、「貿易の技術的障壁に関する協定」(Agreement on Technical Barriers to Trade: 以下「TBT 協定」と記す。)および「衛生植物検疫期措置の適用に関する協定」(以下「SPS 協定」と

記す。)の二つに見られるが、WTO 加盟国間で議論の中心となっているのは TBT 協定である。刊で、TBT 協定では、「前文」(および「附属書一」)において「ラベル」に言及しており、SPS 協定では、「附属書 A」のみに記されている。大きく分けると、前者は工業製品、後者は農産物および加工食品を対象としたエコ・ラベリング規定とすることができる。(下掲参照。下線は筆者。)

TBT 協定の前文

加盟国は、…、国際規格および国際適合性評価制度の発展を奨励することを希望し、あわせて、強制規格および任意規格（これらの規格には、包装に関する要件及び証票、ラベル等による表示に関する要件を含む）。並びに強制規格又は任意規格又は任意規格の適合性評価手続が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保することを希望し、…、ここに次のとおり協定する。

SPS 協定の附属書 A

衛生植物検疫措置には、関連するすべての法令、要件及び手続を含む。特に、次のものを含む。

最終製品の規格

生産工程及び生産方法

試験、検査、認証及び承認の手続

検疫（動物若しくは植物の輸送に関する要件又はこれらの輸送の際の生存に必要な物に関する要件を含む。）

関連する統計方法、試料採取の手続及び危険性の評価の方法に関する規則、包装に関する要件及びラベル等による表示に関する要件であって食品の安全に直接関係するもの。

(2) TBT 協定のラベリング

TBT 協定の主旨は、WTO 加盟国が自由・無差別な貿易の拡大を妨げる貿易障壁を設けることなく、ISO/IEC（国際標準化機構・国際電気標準会

議) などのような既存の国際任意規格を使用することが望ましい⁵²⁾、というものである。

TBT 協定のエコ・ラベリングは、工業製品および農産品を含むすべての産品を対象としている(同協定第 1 条 1.3)。

TBT 協定によれば、WTO 加盟国がエコ・ラベリングを任意または強制措置として導入する際には、透明性の原則に従うとされる⁵³⁾。

ただし、食品 (foods) の成分表示に関するラベリング要件には、TBT 協定と共に SPS 協定も係わってくる。

TBT 協定では、強制規格、任意規格に加えて適合性評価手続き (conformity assessment procedures)⁵⁴⁾ についても規定している。WTO 加盟国は、エコ・ラベリングを独自に導入する場合でも、この規定に従わねばならない。つまり、各国のエコ・ラベリングが強制エコ・ラベリング措置である場合は、TBT 協定にある強制規格の定義に合致せねばならず、任意のエコ・ラベリング措置は、同じく TBT 協定の任意規格の定義に合致せねばならないし、各国のエコ・ラベリングの承諾 (compliance) 手続きは、適合性評価手続きの定義に合致せねばならないのである。

(3) エコ・ラベリングの相互承認

ラベリング措置が、二国間 (または複数国間) による「相互承認」措置として適用されることには問題がある。

製品関連または製品非関連 PPMs の規格・基準が国ごとに異なるならば、「規模の経済」は機能しない。WTO でいうところの RTA (地域貿易協定) 加盟国間での企業活動を容易にするためには、PPMs 規格・基準の調和化または相互承認が不可欠となる。しかし、このような相互承認は、

多数国間協定である WTO ルールの基本原則 (自由・無差別原則) に反する。これは、FTA (自由貿易協定) が複数の WTO 加盟国間のみで締結されることによって、他の FTA 非締約国との貿易差別が生まれるのと同じ問題である。

TBT 協定に基づくエコ・ラベリングは、WTO 加盟国の多数国間承認 (multilaterally-agreed eco-labelling)⁵⁵⁾ があるもののみが認められ、貿易制限効果をもつものは、(WTO 上の貿易紛争になった場合にのみ) WTO 違反となる可能性がある。

(4) エコ・ラベリングと LCA

近年、財の原材料から廃棄段階までの環境保全・保護を目的としたライフ・サイクル・アプローチ (life-cycle approach: 以下「LCA」) に基づくエコラベル措置が、特に先進国の間で広まりつつある。

LCA に基づくエコラベル措置の適用問題は、添付する情報 (データ) の質と量の基準に関わる。

1) LCA

ライフ・サイクル・アセスメント (Life-Cycle Assessment, 以下「LCA」) をめぐる議論は WTO の「環境と貿易委員会」でも、貿易に関わる環境保全や安全性の視点から交わされている。LCA の考え方は、財の原料調達から生産・流通・輸出 (入) ・販売・廃棄 (処理) などの全ての過程を一定の価値判断で総合評価することである。

多くの先進国は、環境保全の適用範囲を当該産品の川上段階 (=原料段階や生産工程) まで拡大することに積極的な姿勢を見せている。すでに EU (欧州連合) は、この考え方に基づく措置を実際に進めている⁵⁶⁾。

52) BISD 40S/87.

53) WTO (29 April 1996) "Trade and Environment Bulletin" PRESS/TE/008.

54) TBT 協定 第 10 条「強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報」。

55) WTO (21 February 1994) "WT/CTE/W/21 & G/TBT/W/21" p. 1.

56) WTO (19 March 1996) "G/TBT/W/23 & WT/CTE/W/23".

1996年8月のCTE会合で、カナダ政府は、エコ・ラベリングの適用範囲を、原料調達などの生産工程および生産方法の段階にまで拡大できる旨の意見を提出している⁵⁷⁾ (後述「カナダの提案」参照)。

しかし、国々がLCA措置を強制義務付けすることがWTO整合的か否かは、NPR-PPMs要件の義務付けがWTO整合性か否かの議論とともに、国々の意見が分かれている。

他方、途上国側は次の理由、すなわち、第一に、当該製品の原料調達・流通・製造・廃棄などの段階をLCAの概念に基づくエコ・ラベリング要件とすることが非現実的であること、第二に、輸入国がそのような輸出国である途上国の産品にエコ・ラベリング要件を課せば、それが「任意」の措置であっても、途上国のコスト (compliance cost) 増大要因となることの二点からLCAに基づくエコ・ラベリング措置の導入には消極的である⁵⁸⁾。

2) 透明性の原則とエコ・ラベリング

すでに述べたように、WTOでのエコ・ラベリングに係わるルールは、TBT協定とSPS協定にのみ明記されている。

TBT協定に係わる国際機関として表記されているのは、ISOとIECの二つだけである。エコ・ラベリング措置に直接係わりがあるのは主にISOである (ISOとIECはそれぞれ管轄分野が異なるが、事務局機能などの面で厳密な区別はない)。

ISOに係わる貿易紛争が発生した場合、WTOの紛争処理小委員会 (パネル) は、審理する際に、ISOの意見を参考にすることができるとされる。通常、WTO加盟国がそれぞれ独自に設ける国内の強制規格に係わる情報は、透明性の原則に従っ

て、全てのWTO加盟国へ開示されねばならない。

問題は、ISOの品質管理システム規格“ISO9000シリーズ”および環境管理システム規格“14000”シリーズが、WTOの提唱する“透明性原則”あるいは内国民待遇原則に反して実施された場合である。具体的には、WTO加盟国間の貿易で、自国のある企業が貿易相手企業を選ぶ際に、“ISO9000”を取得した企業を優先する場合である (このようなことは、HACCPやCODEXなど他の国際規格・基準にも当てはまる)。

同じような問題は、PPMs (前述) のケースでも生じる。

WTO加盟国は、製品関連PPMsに係わる規格・基準を導入する場合、透明性の原則に基づいて、そのことを事前にWTOへ通報せねばならない。しかし製品非関連PPMsのそれを通報すべきか否かの明確なルールはWTO協定に見当たらない。

XIV おわりに

先進国の産品と途上国産品が、WTOルールでいう同種産品であるとしても、生産方法やプロセスは同一ではない。このような状況下において、製品非関連PPMsをWTOルール整合的なエコ・ラベリング措置の範囲と定めることは、原料供給国 (途上国) のコスト負担を大きくしてしまうので、自由無差別原則を柱とするGATT・WTOの理念に反するという意見もある⁵⁹⁾。しかし、地球規模で発生する環境問題の改善策をWTOルールに求めるのであれば、WTOの諸原則の一部改正あるいは解釈変えが必要になるだろう。例えば、外見や用途は同じであっても、製品非関連PPMsが環境汚染的な財は、そうでない財と同種産品であると見なすべきでない。あるいは、製品非関連PPMsが関わる貿易紛争となった

57) WTO (9 August 1996) “Trade and Environment Bulletin PRESS/TE/011”。

58) 環境の保全・維持を理由にして、エコラベリングの適用範囲を、製品の原料調達先・原料調達方法・生産工程にまで広げることは、新たなコストの増大要因となるが、先進国にはそれほど困難なことではない。しかし途上国から見ればこれは先進国側による非関税障壁となりうる。

59) WTO (21 Feb 1996) “WT/CTE/W/21 & G/TBT/W/21” p. 4.

場合、それに最も近い国際機関（組織、条約、協定）の判断を仰ぐという WTO アプローチを採用

することも可能である。その場合には、ISO や CODEX のルールや機能が重要となる。

（青山学院大学経営学部教授）